

令和２年度インフルエンザワクチン任意接種費用の一部助成について

インフルエンザの発症や重症化を予防することで、新型コロナウイルス感染症との同時流行を抑制し、市民の健康の維持・増進と医療機関への負担軽減を図るため、令和２年度に限りインフルエンザの予防接種費用の一部助成を行います。

《助成の内容》

１ 対象者

接種日において、瀬戸市に住民票があり、次のいずれかの要件を満たす方

- ① 生後６か月～中学３年生までのかた
- ② 妊婦
- ③ 高校１年生相当の年齢～６０歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障害で障害者手帳１級程度をお持ちの方、またはヒト免疫不全ウイルスにより障害者手帳１級程度の免疫機能障害を有する方

２ 助成実施期間（接種期間）

１０月１日（木）～令和３年２月２８日（日）※医療機関の診療日に限る

３ 助成額

１人１回当たり上限 ２,０００円（１３歳未満の方は２回まで助成）

４ 接種方法

- （１）事前に医療機関で予約
- （２）ワクチンを接種
- （３）接種費用を医療機関で支払う

●瀬戸市・尾張旭市の医療機関で接種する場合

接種当日、申請書を提出し、予防接種費用から助成額を差し引いた金額を医療機関窓口で支払う（申請書はホームページよりダウンロード可）

●瀬戸市・尾張旭市の医療機関以外で接種する場合

接種当日は予防接種費用を医療機関窓口で全額支払い、後日、助成金の請求申請を行うことで償還払いとして助成（領収書、明細書は保管）

５ 問い合わせ先

電話 ８５－５５１１ FAX ８５－５１２０（瀬戸市健康課）

６ ホームページ

<http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2020091800080/>

